

財政運営のチェックポイント

1. 経常収支比率は 市部 80%未満
町村部 75%未満
2. 起債制限比率は 3カ年平均15%以上（注意信号）
3. 普通税徴収率は 95%以上
4. 積立金現在高比率は 標準財政規模の5%～10%程度
（財政調整基金）

1 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な財政指標であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

2 起債制限比率（地方債許可制限比率）

地方債の許可制限の際の基準として用いられる。

過去3ヶ年度の平均値で表わされ、これが20%以上になると地方債の許可が制限される。

《算式》

$$\left\{ \left(\frac{\text{13年度 } A+E-B-C}{\text{標準財政規模}+D-B-C} \right) + \left(\frac{\text{14年度 } A+E-B-C}{\text{標準財政規模}+D-B-C} \right) + \left(\frac{\text{15年度 } A+E+F-B-C-G}{\text{標準財政規模}+D-B-C-G} \right) \right\} \times \frac{1}{3} \times 100$$

（注）

A…地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還分及び準公債費償還額を除く）

B…災害復旧費等に係る基準財政需要額

C…普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

（普通会計に属する地方債に係るものに限る。一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D…臨時財政対策債発行可能額

E…PFI事業における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源

（施設整備費、用地取得費に係るものに限る。）

F…五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源

G…事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

3 財政力指数

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で表わされ、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

《算式》

$$\left(\frac{\text{平成13年度 基準財政収入額}}{\text{平成13年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成14年度 基準財政収入額}}{\text{平成14年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成15年度 基準財政収入額}}{\text{平成15年度 基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

4 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な経常的な一般財源の総量を示すものである。

《算式》 標準税収入額+普通交付税額

（注）標準税収入額＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全特別対策交付金）

$$\times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全特別対策交付金}$$